

確認しよう、最低賃金!



事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

兵庫県 最低賃金

令和5年
10月1日から
時間額


1,001円

前年比
41円
UP


最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金に関するお問い合わせは
兵庫県労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

最大600万円を助成